

葬祭事業者 各位

八王子市長 石森 孝志
(公 印 省 略)

八王子市斎場における市外住民火葬室使用料の改定について

日頃より、本市斎場運営に格別なるご理解とご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

標記の件につきまして、予約の関係から令和 5 年(2023 年)3 月 6 日付 4 八市斎発第 79 号により市外住民の火葬室使用料を増額改定する予定である旨、事前にお知らせいたしました。

この度、令和 5 年第1回八王子市議会定例会において「八王子市斎場条例」が改正原案のとおり可決しましたので、下記のとおり取り扱い等を変更いたします

つきましては、遺漏なくご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 改定後の市外住民火葬室使用料(新料金)

火葬室使用料(市外住民)	12 歳以上	80,000 円
	12 歳未満	50,000 円
	胎児・身体の一部・改葬	30,000 円

※ 市内住民の火葬室使用料は、これまで通り無料です。

2 新料金の適用開始

令和 5 年 4 月 1 日火葬分から適用開始

3 市外住民の火葬室使用(火葬)の予約・申請・支払い

予約は通常通り 2 週間前から可能ですが、4 月 1 日以降の火葬は新料金となりますのでご注意ください。

3 月中の埋・火葬許可申請で 4 月 1 日以降の火葬の場合は、4 月 1 日以降に斎場窓口での火葬室等使用申請・支払いとなります。

(4 月 1 日火葬分は当日の火葬室等使用申請・支払いとなります)

※ 市民課・南口総合事務所での埋・火葬許可は、3 月中も通常通り申請できます。

※ 4 月 1 日以降の埋・火葬許可申請及び火葬室等使用申請は通常通りの扱いとなります。

【問い合わせ先】 八王子市斎場事務所

電話 042-664-5707

FAX 042-662-9672